

川崎市告示第351号

東扇島東公園使用料の収納事務の委託

以下の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者に指定し、歳入の収納を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年6月8日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

川崎市川崎区南町20番地3

秋山商事 株式会社

代表取締役 保田 英明

2 指定公金事務取扱者に委託する歳入の内容

川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務

3 指定日

令和8年6月1日

4 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで